

新たな交通システム導入に係る実証運行検討支援業務委託
公募型提案依頼書

芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課

新たな交通システム導入に係る実証運行検討支援業務委託 提案方式実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「新たな交通システム導入に係る実証運行検討支援業務委託」（以下、「本業務」という。）とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

芦屋市では、総合交通戦略（平成30年3月策定、令和5年3月中間見直し）において「良好な住宅としての魅力を高める、安全・安心で快適に移動できるまちづくり」を将来像に定めている。その将来像を実現するための具体的な展開のひとつとして、既存の公共交通等を補完する施策の研究を進めている。

本業務では、既存の公共交通網から離れている地域（以下、「公共交通空白地」という。）を含む山手地域において、令和6年度にデマンド交通等の実証運行を開始できるよう、実証運行の実施に向けた調査・検討を行い、実施計画の策定を支援することを目的とする。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

本契約の目的及び依頼の内容を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施するべく、指定の条件を満たしたより良い提案を募るために、本提案依頼を行うこととした。

(5) 業務期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

(6) 予定金額

ア 本業務の予定金額（上限額）は、12,387,000円（税抜）であり、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）がこの予定金額を超過した場合は失格とする。

イ 本業務の予定金額は、令和6年度予算の市議会の議決がなされ、当該予算の執行が可能となることにより、効力を生じるものとする。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課へ提出すること。なお、「公募型提案方式参加資格条件(6)」における実績を確認できる「業務実績届(技術者)」（様式1）をあわせて提出すること。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、都市政策課代表メール（toshikeikaku@city.ashiya.lg.jp）宛に、別紙「質疑書」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、電子メールで参加意思表明者全員に送付するとともに、本市ホームページにて公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2(5) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課

(6) 問合せ先

芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課

担当：秦

TEL：0797-38-2073（直通）

FAX：0797-38-2135

E-mail：toshikeikaku@city.ashiya.lg.jp

(7) 1次評価結果通知

1次結果通知は、全ての提案者に電子メール又はFAXにより送付する。また、1次評価の通過者には、併せて2次評価の時間帯を連絡する。2次評価の内容については、「3(1) 評価方法」を参照すること。

(8) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての1次評価通過者に電子メール又はFAXにより送付し、

郵送する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに1ヶ月間、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、1次評価及び2次評価によって決定する。
提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額(上限額)」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段階	種別	対象	評価者	概要
参加資格確認	・書類審査	参加申請書提出者	専門委員会	参加申請書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
事前審査	・書類審査	企画提案書等提出者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。
1次評価	・企業評価 ・提案内容評価 (書類審査)	事前審査通過者	専門委員会	企画提案書に基づき評価する。
2次評価	・提案内容評価 (面接審査) ・価格評価	応募者多数の場合、 1次評価の上位者	専門委員会	提案内容のヒアリングに基づき評価する。 提案内容とヒアリング回答が異なる場合は、 2次評価の点数で調整する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

- ① 1次評価から2次評価までの点数により、総合点で受託者を決定する。
- ② 配点は、企業評価1割(45点)、提案内容評価5割(225点)、価格評価4割(180点)とする。

(3) 参加資格確認

① 対象

参加意思表明書提出者

② 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認する。

(4) 事前審査

- ① 対象
企画提案書等提出者
 - ② 評価方法
提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。
- (5) 1次評価
- ① 対象
事前審査通過者
 - ② 評価方法
企画提案書等について書類審査を行う。
- (6) 2次評価
- ① 対象
応募者多数の場合、1次評価の上位者に限定する場合がある。
 - ② 評価方法
 - (ア) ヒアリングによる評価
2次評価者の中から、提案内容について、本市からの質問形式で行う。
ヒアリングは4月19日（金）午前又は午後、各社30分程度を予定している。
 - (イ) 価格評価
- (7) 失格事項
- 以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。
- ① 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合
 - ② 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合
 - ③ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合
 - ④ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合
 - ⑤ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の60%未満である場合
- 4 その他
- (1) 留意事項
- ① 参加者が1者のみであった場合においても、本提案依頼を実施する。
 - ② 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。
 - ③ 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。

④ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。

(2) 企画提案書等の取扱い

- ① 企画提案書等は、本提案方式の手続きにおける契約の相手方の候補者選定業務以外の目的では使用しない。
- ② 企画提案書等の著作権については、当該企画提案書等を作成したものに帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき公開するものとする。また、本市が本提案方式の結果報告等に必要な場合は、その内容が無償で使用及び公表することができるものとする。
- ③ 企画提案書等は、本提案方式による選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- ④ 契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

以 上

新たな交通システム導入に係る実証運行検討支援業務

委託提案方式スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表	令和6年3月11日（月）
(2) 質問受付期間	令和6年3月11日（月）から 令和6年3月15日（金）16時まで
(3) 質問回答期限	令和6年3月21日（木）16時まで
(4) 参加意思表明書提出期限	令和6年3月26日（火）16時まで
(5) 参加資格の有無の通知	令和6年3月29日（金）16時以降
(6) 企画提案書・見積書提出期間	令和6年3月11日（月）から 令和6年4月 4日（木）16時まで
(7) 1次評価結果通知	令和6年4月12日（金）16時以降
(8) 2次評価（ヒアリング）	令和6年4月19日（金） ※ ヒアリング実施順、予定時間は別途指定します。
(9) 最終結果通知	令和6年4月26日（金）16時以降
(10) 契約締結予定日	令和6年5月1日（水）

評価基準表

審査項目	評価項目	評価の視点 【提出書類】	指標	配点	
企業評価	企業能力	履行保証力	自己資本比率 【貸借対照表（写）】	25%以上	2
		瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況 【企業賠償責任保険加入証（写）】	5千万円以上	2
		業務実績	令和元年度以降の、地域公共交通の実証運行や本格運行の実施に際しての運行支援をおこなったことのある実績 【業務実績届（企業）（様式2）】	5業務以上：10点 3～4業務：5点 1～2業務：2点	10
		品質マネジメント	ISO9001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	2
		環境マネジメント	ISO14001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	2
		情報マネジメント	プライバシーマーク又はISO27001の取得 【プライバシーマーク登録証（写）又は認証登録証明書（写）】	取得	2
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書により確認するため不要】	芦屋市内	11
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績（過去5年間に限る） 【契約書（写）】	あり	2
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書（写）】	導入	2
		障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書（写）】	あり	2
		男女共同参画推進の取組	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入 【各事業者の制度概要（写）】	あり	2

	女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	取得	2
	子育てサポートの取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	取得	2
	若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書(写)】	取得	2
小 計				4 5
提案内容評価	取組方針	本業務の背景・目的を理解し、各調査、検討等の業務の実施方法が具体的かつ適切なものとなっているか。		1 5
	実施体制	実証運行までのフローを見据えた工程計画となっているか。		4 0
		本業務を期間内に完了できる、実現可能性のある工程が記載されているか。		4 0
	提案内容の的確性	業務を的確に遂行できる人材の確保や体制構築等がされているか。		4 0
		本市の地域特性や既存の公共交通の課題等について十分に把握し、交通以外の分野との垣根を越えた連携も視野に入れた提案がされているか。		4 0
		地元住民の移動実態や意向を踏まえた計画となるよう、アンケートの実施方法や説明会の開催についての的確に示されているか。		3 0
		関係機関との合意形成に向けた進め方について、的確に示されているか。		3 0
		提案内容に具体性があり、また過去の実績に基づく独自性のある内容になっており、地域の課題を解決できるものとなっているか。		3 0
小 計				2 2 5
価格評価	見積額により評価	$180 \times (\text{最低見積金額 (固定)} \div \text{見積金額})$		1 8 0
総 計				4 5 0

※「提案内容評価」は10段階で評価する。

○非常に優れている：10～9、○優れている：8～7、○普通：6～5、○やや劣っている：4～3、○劣っている：2～1

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和4・5年度もしくは令和6・7年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。
- (6) 配置予定の「管理技術者」および「担当技術者のうち1名（主な担当技術者）」は、地域公共交通の実証運行や本格運行の実施に際しての運行支援を行ったことのある実績（令和元年度以降）を有する者でなければならない。